

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 功労馬繫養支援事業実施要綱

(平成 24 年 12 月 28 日設定 理事長達 59 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）が定款第 4 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事業として、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）からの助成及び関係諸団体からの助成又は寄附を受けて功労馬繫養支援事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において功労馬とは、競走、繁殖及びその他の用途から引退していずれの用途にも使われることなく、余生を送るために繫養されている馬であって、競走馬として活躍し競馬の発展に貢献した次のいずれかに該当する馬をいう。

- (1) 中央競馬重賞競走の勝馬
- (2) 地方競馬で実施されたダートグレード競走（ダート競走格付委員会又は日本グレード格付管理委員会において格付けされた指定交流重賞競走）の勝馬

(事業の内容)

第 3 条 本財団は、本事業として次に掲げる事業を実施する。

- (1) 助成金交付事業
功労馬の飼養及び展示環境を整備するため、功労馬（本財団の理事長が別に定めるものに限る。）の飼養費及び施設維持管理費の一部として、その所有者に助成金を交付する事業
- (2) 情報提供事業
本財団のホームページ等を通じて功労馬に関する情報を提供する事業
- (3) その他事業
功労馬の馬名プレートの作成、提供等、本事業の目的を達するために必要な事業

(競馬会に対する助成金の申請等)

第 4 条 本財団は、競馬会に助成金の交付を申請しようとする場合、本事業の事業内容、実施に係わる費用等を記載した助成金交付申請書に功労馬繫養支援事業計画書及び収支予算書を添えて、事業実施前までに提出し、承認を得るものとする。

2 本財団は、関係諸団体から助成金の交付を受けようとする場合、前項に準じて当該団体と協議のうえ承認を得るものとする。

3 本財団は、本事業に関して寄附金を受ける場合、別に定める寄附金等取扱規程に基づくものとする。

(会計区分)

第 5 条 本財団は、本事業に関して交付された助成金及び寄附金について、本財団の会計規程に基づき区分経理するものとする。

(報告書の提出)

第 6 条 本財団は、事業終了後 30 日以内に事業内容及び決算状況等を記載した功労馬繋養支援事業実績報告書を競馬会に提出するものとする。

2 本財団は、関係諸団体から助成金又は寄附金を受けた場合、事業終了後に功労馬繋養支援事業実績報告書を当該団体に提出するものとする。

(事業内容の中止又は変更)

第 7 条 本財団は、第 4 条第 1 項により申請した事業を中止又は変更しようとするときは、その内容及び事由を付して競馬会に申請を行い、承認を得るものとする。

(助成金等の取扱い)

第 8 条 本財団は、競馬会から交付を受けた助成金について、残額が生じた場合、第 6 条第 1 項の報告書に記載のうえ、これを競馬会に返還するものとする。

2 本財団は、使途を本事業に特定する助成金及び寄附金について、本事業にのみ使用するものとする。

(事業の実施期間)

第 9 条 本事業の実施期間は、第 4 条第 1 項で承認のあった日から当該年の 12 月 31 日までとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、本財団の理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行し、第 4 条第 1 項に規定する競馬会の承認のあった日（平成 25 年 1 月 23 日）から適用する。

附 則（平成 29 年 9 月 19 日理事長達第 8 号）

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。平成 29 年 9 月 22 日（29 日競第 4228 号）競馬会承認。

附 則（令和 6 年 9 月 3 日理事長達第 6 号）

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 6 日理事長達第 1 号）

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。2025 年 2 月 17 日（25 日競第 2437 号）競馬会承認。